平成２３年（フ）第３５７号
茨城県古河市雷電町12番53号　山中マンションＢ―101号
債務者　前島　　徹
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第３号
茨城県坂東市みどり町16番16号
債務者　田中ひで子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第６５号
群馬県みどり市笠懸町鹿4822番地13
債務者　横塚扶美子
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第９７号
群馬県みどり市笠懸町鹿4386番地１　プルミエールＡ103号
債務者　宮前　之彦
1　決定年月日時　平成24年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１５３１号
千葉県八千代市八千代台南１丁目27番２号　スバルハイツ101
債務者　川口　一人
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５６９号
千葉市中央区大巌寺町455番地５　グランシャリオⅡ201号
債務者　鈴木　純子（旧姓登）
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５７５号
千葉市中央区生実町1145番地17
債務者　下山　　翔
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６０８号
千葉県船橋市田喜野井７丁目15番２号
債務者　高橋美輪子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６２２号
千葉県船橋市二和東６丁目15番１棟404号
債務者　金子　雄一
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６２５号
千葉市稲毛区稲毛町５丁目189番５号　ミーテカーサ102号室、住民票上の住所千葉県八千代市八千代台東３丁目２番９号
債務者　千葉　志織
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４３号
千葉県船橋市丸山２丁目20番12号
債務者　内田　伸也
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６４４号
千葉県船橋市丸山２丁目20番12号
債務者　内田さとみ
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５１号
千葉市中央区道場南２丁目４番４号　コーポ坂下101号
債務者　北田　和子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６５４号
千葉県習志野市谷津２丁目19番１号　昭和コーポＡ棟106号
債務者　片倉　正博
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６６号
千葉県館山市館山1198番地の10
債務者　穴沢　　操
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第５８７号
金沢市桂町イ132番地４　リバーサイド桂201号室、住民票上の住所金沢市東力４丁目25番地２
債務者　河邉　雅壽
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５９０号
金沢市宮保町イ65番地１、従前の住所金沢市堅田町甲125番地
債務者　松寺　和子
1　決定年月日時　平成24年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月26日まで
金沢地方裁判所